

## 利用規約

店舗名RevNest Kick Gym(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1条(運営管理)

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は RevNest Kick Gymが行います。

### 第2条(会員資格)

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。本クラブの会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

#### 記

1. 本クラブの利用規約、その他の規則を守れる方
2. 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
4. 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方
5. 暴力団関係者でない方
6. 心臓病、高血圧症、伝染性皮肤病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
7. 審査のうえ適切と認めた方
8. 18才以上の方
9. 過去に除名となっていない方(他社を含む)、過去に会員として在籍して会費・諸料金を滞納していない方
10. その他本クラブが入会に適さないと判断した以外の方

また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。その他本クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

### 第3条(入会手続き)

本クラブの利用を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続きを行う必要があります。加えて、本クラブが定める入会金、及び利用料、事務手数料を納入していただきます。

会員の資格は、本クラブの審査を経て、承認を得られたときに発生します。

### 第4条(入会金)

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## 第5条(会費)

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)尚、会費の変更がある場合があります。

## 第6条(会費の返金)

如何なる会員種別の場合でも、金額納入済み会費は理由の如何にかかわらず返金いたしません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、返金致します。

## 第7条(利用資格)

次の各号に該当する方は本クラブを利用できません。

記

1. 飲酒・体調不良等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した方
2. 刃物等危険物をお持ちの方
3. 会費の未払い、または滞納がある方
4. その他第2条の各号を満たすことができない方

## 第8条(会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、本クラブが承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

## 第9条(会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

記

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 法人会員が解散又は破産・民事再生・会社更生の申し立てを行ったとき又はされたとき
4. 第2条に定める会員資格に適合しなくなったとき
5. 第10条により除名されたとき

尚、会員資格の喪失時期は2, 3, 4及び5項については会員が該当したその時、1項については第12条に記載する退会時期となります。

## 第10条(会員資格の一時停止または除名)

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

記

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)

2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第11条(休会)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

お手続きはご契約店舗のみ受付可能です。郵送やお電話・メール等では受付不可です。休会期間終了後は、自動再開となり、開始月から前月からのお支払い義務を負うものとします。滞納の会費がある場合は完納後に休会が可能です。

## 第12条(退会)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。お手続きはご契約店舗のみ受付可能です。郵送やお電話・メール等では受付不可。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。また、滞納の会費がある場合は完納頂くまでご退会不可です。退会後もお支払い義務を負うものとします。

## 第13条(会員変更)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

## 第14条(休業日)

本クラブは、毎月本クラブが定める日を休業日とします。その他、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

### 記

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。

5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第15条（営業時間）

本クラブが別途定める営業時間とします。都度、営業時間の変更がございます。

## 第16条（会社の免責）

会員は本クラブ内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第17条（会員の責任）

会員が本施設の利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。又、会員が同伴もしくは紹介したビジターについては同伴した会員が連帯して責を負うものとします。その他次の各号に示す内容に従うものとする。

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第18条（自己責任、非保証）

1. 会員は、自己の責任と負担において、本クラブを利用します。
2. 本クラブは、会員の本クラブ利用中の事故・怪我について、本クラブに故意または重過失ある場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本クラブは、本クラブが別途明示的に表明する場合を除き、明示又は黙示を問わず、本クラブに関し、会員が期待する設備や、その効果等について何ら保証するものではありません。ただし、本クラブに何らかの問題が存在する場合、当社は実務上可能な限りすみやかにこれを是正・修正するよう最大限努めるものとします。
4. 本クラブと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報等の管理等について一切の責任を負いません。
5. 会員は、本クラブの利用に関連して第三者との間で生じた紛争等については、自己の費用負担と責任において対応及び解決します。

## 第19条（諸料金の変更）

本クラブは、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。本クラブは入会金・会費・利用料等を改定する場合には、改定日の1週間前までに会員に告知します

## 第20条（個人情報保護）

本クラブは、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、会員の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

## 第21条（細則等）

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めま  
す。

## 第22条（規程の改正）

本クラブは次の各号に基づき、規程の改正を行います。

### 記

1. 本クラブは、必要に応じて本規程及び細則等の改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
2. 本クラブは前項により規程等を改正するとき、改正の1ヶ月前までに告知します。

## 第23条（告知方法）

本規程における会員への告知方法は、本クラブ内への掲示もしくは会社のホームページへの掲示とします。

## 細則（禁止事項）

本クラブ内において以下に該当する行為を禁止します。以下の行為が確認された場合、ご退会を頂くことがございます。

### 他の会員との協調を欠く行為

- 他の会員や本クラブスタッフを誹謗、中傷すること。
- 他の会員や本クラブスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

### 設備の管理運営の秩序を乱す行為

- クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

- 設備を故意に損壊する行為。
- 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 施設内での喫煙。
- 酒気を帯びての利用。
- 施設内の落書き。
- 動物を館内に持ち込むこと。

制定日：2025年4月1日